

公益財団法人環日本海経済研究所
役員の常勤区分、報酬等の支給基準並びに費用に関する規程

(平成5年規程第6号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人環日本海経済研究所の定款第29条の規定に基づき、役員
の常勤区分、報酬等の支給基準並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団
体法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、
妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、原則として週3日以上業務を遂行する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号
で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当
であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、及び
手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、代表理事及び業務執行理事並びに常勤役員の職務の対価として報酬
を支給することができる。

- 2 役員には賞与を支給しない。
- 3 役員には退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬年額の上限額は別表1のとおりとし、各々の理事の報
酬年額は、その範囲内で代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 この法人の常勤監事の報酬年額の上限額は別表1のとおりとし、各々の監事の報酬年額
は、その範囲内で評議員会が決議して決めるものとする。ただし、評議員会が決議しな
い場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 この法人の非常勤の代表理事及び非常勤の業務執行理事の日額報酬は別表2のとおり
とする。

(報酬の支給日)

第5条 前条1項及び2項に規定する報酬は、年間報酬額を12で除して得られた額を、毎月21日に支払うものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を報酬の支給日とする。

1円未満の端数は、いずれかの月において調整する。

2 前条3項に規定する報酬は、毎月21日に支払うものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、前項と同じ支給日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、役員の出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(旅費)

第8条 代表理事及び業務執行理事が、職務のため旅行したときは、旅費を支給する。旅費の額は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の例による。

2 非常勤役員(代表理事及び業務執行理事を除く。)が、理事会その他へ出席したときは、別表3に定める旅費を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(施行細則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 5 年 10 月 14 日から施行し、平成 5 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人環日本海経済研究所の設立の登記の日（平成 22 年 9 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 17 日から施行し、平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 常勤役員年間報酬上限額

代表理事	1,500万円
業務執行理事のうち特に重要な業務を行う者	1,200万円
その他の理事及び監事	1,000万円

ただし、職務従事日数が週5日に満たない者については、上表の額に週当たりの職務従事日数を5で除した数を乗じた額を上限とする。

別表2 非常勤の代表理事、非常勤の業務執行理事日額報酬

代表理事	60,000円
業務執行理事のうち特に重要な業務を行う者	50,000円
その他の業務執行理事	40,000円

令和2年4月1日から当分の間、この表に定める日額報酬に100分の80を乗じて得た額を日額報酬とする。

別表3 非常勤役員の旅費

勤務地又は住居所から 用務地までの距離	金額
3km未満	2,500円
3km以上5km未満	4,000円
5km以上10km未満	7,000円
10km以上20km未満	14,000円
20km以上30km未満	20,000円
30km以上	実費額
宿泊費	実費額